

令和2年第2回士別市議会定例会会議録（第4号）

令和2年6月18日（木曜日）

午前10時00分開議

午前11時43分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（16名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君	
	3番	苔口千笑君	4番	村上緑一君	
	5番	喜多武彦君	6番	西川剛君	
	7番	十河剛志君	8番	佐藤正君	
	9番	谷守君	10番	渡辺英次君	
	11番	丹正臣君	12番	国忠崇史君	
	13番	大西陽君	14番	谷口隆徳君	
	15番	山居忠彰君	議長	17番	松ヶ平哲幸君

欠席議員（1名）

16番 遠山昭二君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	法邑和浩君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	千葉靖紀君	朝日支所長	武田泰和君

教育委員会 教育委員 会長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君
---------------------	-------	-----------------	-------

病院 副院長 三好 信之 君 市立 病院 局長 加藤 浩美 君

農業 委員会 会長 飛世 薫 君 農業 事務局 局長 藪中 晃宏 君

監査 委員 吉田 博行 君 監査 事務局 局長 岡崎 忠幸 君

事務局出席者

議会 事務局 局長 穴田 義文 君 議会 事務局 局長 岡崎 浩章 君

議会 事務局 副局長 前畑 美香 君 議会 事務局 主任 駒井 靖亮 君

(午前10時00分開議)

○議長（松ヶ平哲幸君） ただいまの出席議員は16名であります。

定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。16番 遠山昭二議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

2番 真保 誠議員。

○2番（真保 誠君）（登壇） 通告に従いまして一問一答で一般質問させていただきます。

質問の前に、今回の新型コロナウイルス感染症に当たり、医療・福祉に従事されている関係者の皆様、また、コロナ禍の対策に関わる市民からの相談や苦情などの対応に関わっておられる関係団体、そして関係者の皆様、そして、休日も返上して対応に当たられている行政関係の皆様には敬意を持って心から感謝を申し上げます。特に医療関係の皆様には、いつも危険と隣り合わせでいるにもかかわらず、一般患者を含め対応していただいていることについては重ねて感謝を申し上げるところであります。まだ収束には至っておらず、北海道においては、まだ予断の許さないところでもありますけれども、今後とも本市市民全員が気を抜くことなく立ち向かって、乗り越えていけたらよろしいものかと思っております。

さて、質問に入らせていただきます。新型コロナ感染症に関連した対策についてであります。

今回の新型コロナ感染症に関しましては、昨日まで議員の皆さんの質問と私の質問とかなり重複しておりますので、重複しない箇所だけお尋ねしたいと思っております。

まず、昨日の西川議員からの質問もありましたけれども、PCR検査についてであります。

現時点でのPCR検査の検査数はいかほどなのか、お尋ねいたします。また、全国では一度感染した患者が再発症したり、最初は陰性にもかかわらず再度の検査では陽性であったりと、不確定な結果で不安定要素が盛りだくさんの事例があるようでありますが、保健所が所轄であると思っておりますけれども、本市の場合は検査結果後の患者への症状や容体の確認等の調査は行っておられるのでしょうか、あわせてお尋ねするところでもあります。

また、今回のような感染症による緊急事態に対する予防策としてさまざまな衛生面での対策が実施されてきました。そういった中で、公共施設の衛生面での設備対応を今後はどうしてい

くかをお尋ねいたします。

現在我々が日常生活する上で、外出先での活動中、公共施設に限らず複数の人との間接的な接触は当たり前であります。建物に入るときから出るまで、トイレ、洗面所などを利用して、一切触れずに利用できる場所はなかなかありません。今回の対策に挙げる、3密は避ける、濃密接触は避けるなど、毎日のように言われ続けられてきました。結局、緊急事態宣言ということで公共施設は使用中止となり、これがまずもっての予防策となったわけです。ただ、これが災害時と重なったりすれば一体どうなるのでしょうか。緊急事態宣言と非常事態宣言の同時発生、ないことを願いますけれども、まんざら考えられないことでもないと思っております。その場合を考慮して、せめて避難場所に指定されている公共施設や人の出入りの多い公共施設については優先的に衛生面での改修をする必要があると考えております。極力人と人との接触を防ぐ具体的な策、これなどの本市の所見をお尋ねし、1つ目の質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 真保議員の御質問にお答えいたします。

PCR検査数についてでございますけれども、北海道では振興局単位の検査状況の公表を基本としています。陽性となった方の同意が得られた場合のみ、市町村名や年代、性別、職業等を公表しています。士別市民の検査数は把握できませんが、旭川市を除く上川振興局管内のPCR検査数は6月15日現在536件です。

市立病院では、通常の診療において、発熱や肺炎の症状から医師が感染症を疑うケースがあります。この場合は保健所に報告してPCR検査を依頼することとなります。こうした当院依頼による件数がこれまで13件となっており、結果は全て陰性となっています。検査の結果が出た後の情報確認についてですが、結果が陽性で感染していると判断されると、第二種感染症指定医療機関に入院ということになり治療が開始されるため、病院で看護されることとなりますが、陰性で感染していないと判断されれば特別な対応はないところですが、その後、何らかの症状がある場合は保健所に再度相談するか医療機関を受診していただきたいと考えています。

次に、各公共施設の感染防止対策については、避難場所としての位置づけなどにかかわらず、北海道スタイルに基づき職員のマスク着用や手洗いの徹底、健康管理、小まめな換気、消毒、洗浄、一定の距離を取る、お客様へのせきエチケットのお願いなどの各項目をしっかりと取り組み、現状でのできる限りの感染防止対策を継続していく中で、今後、老朽化等による施設改修の際には感染防止対策を含めて対応してまいる所存であります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 再質問いたします。

今ほどありました老朽化についての改修ということでは、今後、検討されるという話で伺いました。それで、例えばかなり老朽化している総合体育館だとか、ああいった関係の手洗い、それから水飲み場等はどうしても古い施設になっているようです。特に手で触れなければいけ

ない、回したり止めたりという、それから、どうしても手元をいじらなければいけないというものについては、入り口等の改修と違って非常にコストも低くできるのではないかと予想されるわけですが、そういった身近な部分から改修される予定はないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 再質問にお答えいたします。

今の体育館を例に挙げられて、例えば蛇口だとか、そういうところの改修はできるのではないかとことでございました。

まず、こういった非常時に対して、市民の安全・安心のためにどうするかといったことについては、既にそういった対策を取られている施設をどう有効に活用していくかといったことを第一義に考えていきたいと思っておりますけれども、今御指摘のいただいた部分についても、今後の中で、そういった施設がある程度の人数の方に御利用いただかなければならないという場合も想定されますので、今の御指摘もしっかりと受け止めながら、いろいろな施設の安全性については対策を講じてまいりたいと考えます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君）（登壇） 続きまして、2つ目の質問に移りたいと思います。

続いては、小・中学生が利用するナイター施設の使用料についてであります。現在、小・中学生が利用するスポーツ施設は市内に数多くありますが、その中でもナイター設備の施設は限られておりまして、使用競技の種類も限られているようですが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響でプロ・アマ問わずスポーツ界全体の活動が自粛されて、特に競技年齢が限定されている学生スポーツも全国大会がほぼ全て中止になっている状況であります。最高学年の生徒たちは非常に最後の大会で意気込みを持って臨んでいたわけですが、とても残念な1年になってしまいました。ただ、明るい題材としては、今後、情勢によって各方面で、自治体ごとや都道府県ごとに大会が開催される様相になってきておりますので、ぜひ実現させてあげたいという願いを持っているところであります。

このコロナ禍の影響とは関係ないんですけども、このナイター設備の利用の中には少年野球があります。土別の少年野球は御存じのとおり、土別中学校、土別南中学校と全国レベルでの活躍が何度も市内をにぎわせました。基本的には小学校の頃からの練習等で培ったものが技術として生かされ、中学生で発揮されたわけでありまして。そこで、野球に特化したわけではありませんけれども、本市で小・中学生の利用するスポーツ施設での優遇措置についてお尋ねいたします。

まず現在の施設利用状況と優遇措置の内容、そして2つ目が小・中学生が減免や無償利用できる施設と実際に有料で使われているスポーツ施設との線引きは何を基準に行っておられるのか、3つ目として、ナイター施設等については無償化といわずとも減免の措置はできないのか、この3つをお尋ねして2つ目の質問を終わりたいと思います。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君）（登壇） 真保議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小・中学生が利用するスポーツ施設の優遇措置の状況についてです。本市は従前から小・中学生に対するスポーツ施設の優遇措置を進めてきており、市長1期目の平成23年度にはこども夢トークでの要望を受け、南郷プールと朝日プールを無料化し、全てのスポーツ施設において小・中学生の個人利用が無料となりました。

次に、主な利用者が小・中学生であっても使用料を徴収する施設と、しない施設との違いです。徴収している施設は、照明機能が備わっている、つくも野球場やふどうテニスコート、朝日山村広場です。また、総合体育館やスポーツ交流館、農業者トレーニングセンター、スポーツ研修所は占用で利用する際の冬期暖房料を徴収しています。使用料の設定については、平成29年度の使用料・手数料見直しの際に、業務コストなどを視野に入れた調査・検証を行い、適正と判断したところです。

最後に、ナイター設備利用の優遇措置についてです。子供たちがスポーツに親しむことは、運動能力の向上はもとより、健全な心の育成にもつながるなどの効果が期待されます。一方、文化・芸術活動など、さまざまな分野で自分自身を磨き高めている子供たちも数多くいます。このような中で、公平性の視点からも一部の活動のみを特に優遇することにならないように配慮すべきとも考えております。

施設の利用に当たり、もともと備わっている附帯設備の利用については小・中学生に負担を求めていませんが、ナイター設備など施設の利用に付加価値をつける設備の使用料については現行どおり費用負担をお願いしたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 詳しい文化系、スポーツ系といろいろあると思うんですけども、ただ、総体的に申し上げますと、小・中学生という子供たちに対しては、やはり減免措置、無償化といわずとも、せめて一般の方よりも安くしてあげるのが原則だと考えます。特に子育て日本一ということであっておられる状況でありますので、ぜひ子供たちのスポーツに限らず文化系もそうですが、ぜひとも環境をよく、個人の技術・技量を伸ばしてあげる方策が必要かと思えます。

野球に特化するわけではありませんけれども、実際にナイターの照明使用料につきましては30分500円ということで伺っています。通常1時間から3時間練習すれば、やはり2,000円から3,000円、これは父兄負担であります。これが試合前の1週間、2週間となることで継続していけば、かなりの負担が父兄、指導者にかかってくるわけで、これは使い方にもよるとは思うんですけども、この辺もひとつ、せめてそれが減免されれば子供たちのジュース代にも使ってもらえるような形にもなるし、強いて言えば、子供たちが市に対して感謝していくという一つの題材になるのではないかと私は思うんですけども、そこら辺を考えた中でやはりいかが

なものかなと思うんですけども、その辺を今後、減免なり優遇していくという考えはあるのかどうかだけちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） お答えいたします。

現段階でということであれば、先ほど答弁を申し上げたとおりでございます。

ただ、今回このような御質問をいただいた中で、子供ということでもありますけれども、教育委員会サイドということで考えた場合には、まさに先ほど申し上げたとおり、我々も例えばそこで施策を講じていくということであれば、これは子供たち全員にその優遇が提供できるようなことを考えてまいりたいと思っております。

それからもう一つ、これはちょっと直接的なお話ではないかもしれませんが、スポーツに関して、実は昨今の中学生の部活動に関してということでもいろいろと取り沙汰されているところであります。そんな中では、行き過ぎた指導ですとか、その練習の内容、時間ということも、いろいろな検証、そして見直し、あるいは一定のルールづくりということも今進められているところであります。本市においても部活動ガイドラインということで進めてきております。

そういった中では、例えば小学生等の少年団活動についても、一定程度子供たちの育成状況によってスポーツをする活動の時間というものも少し考慮に入れなければいけないのかな、このようなことも考えているところでもございます。そういった意味で、今回お話をいただいているナイター設備についても、ある意味別な角度からの観点も我々議論をしてきた内容でもあるということをお答えさせていただきたいと存じます。

以上であります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 再々質問ではございませんけれども、最後お願いでありますけれども、スポーツに限らず文化的な教育もそうですけれども、ぜひこれからも公共性・公平性を持って子供たちに対するこういった施設の利用等につきましては極力負担のかからないような形で、ぜひ協議を進めていただきたいということをお願い申し上げまして、終わらせていただきます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 3番 苔口千笑議員。

○3番（苔口千笑君）（登壇） 通告に従い一問一答で質問いたします。

初めに、新型コロナウイルスに関わる諸事についてを取り上げさせていただきます。

緊急事態宣言が解除され、少しずつ日常を取り戻すべく動き出し始めております今日において、今後は新型コロナウイルスの感染リスクに対してどのように向き合っていくかが肝要であると考えます。そこで感染防止策についてを主軸に通告をいたしておりましたが、そのうちの各施設ごとにおいてどのような感染予防対策が図られているのかにつきましては、昨日、おとといと既に御説明をいただいておりますことから割愛をいたしまして、私からは、各施設における感染防止策の一つとして光触媒を用いることを検討していただけないかという提案をさせていただきます。

近年、光触媒を用いることによる細菌やウイルスなどの不活化に向けた研究が目覚ましく、ワックスや床材、壁材などさまざまな製品開発が進んでいることを目にする機会が随分と増えてまいりました。これらの中には一度施工いたしますと半永久的に効果が得られるものもあるとのことですので、新型コロナウイルスの感染防止策を契機に、何らかの形で光触媒を取り入れておくことにより、結果的に既に毎年の感染リスクが生じておりますインフルエンザですとかノロウイルスといった季節性のあらゆる感染症に対して、今後、長期的に予防の効果を望めることにつながるものと思われまます。どの程度、どのような形で取り入れていけるかにつきましては、これからの調査段階であると思いきれども、子供や高齢者が集う施設から順にそういった予防措置を取り入れていけるよう、先般成立されました2次補正の中から予算組みを検討していただけないでしょうか。今回の2次補正予算にとどまらず、今後に向けても前向きな検討を望みます。

次に、共通の感染防止策と思われまますマスクや消毒液について伺います。入手困難な一時期に比べ、ようやく流通は回復したように見受けられまます昨今ですが、必要十分な量が各施設へも行き渡っているのでしょうか。各所においてマスクの寄贈や作成ボランティアを呼びかける動きなども目にしておりましたが、実際にはどの程度集まり、どのように生かされたのかも把握されておられる範囲で構いませんので、お知らせ願います。

なお、マスクにつきましては、着用することによる熱中症等の健康被害への懸念が日に日に高まり、各機関からも注意喚起がなされておられますことは御承知のとおりです。2歳以下の幼児につきましては着用は危険であるとの見解が日本小児科医会から提示され、学校においても早期から体育の授業に関してはマスクの着用は不要との見解が示されておりました。しかしながら、それ以外の校内においては基本的にはマスクの常時着用が望ましいとされているようです。

さきに述べましたとおり、これからの季節はマスクを着用することによってかえって健康に被害を及ぼすであろう状況が明らかでありますことから、マニュアルベースの一律な対応ではなく、状況に応じた柔軟な対応を改めて関係機関に要請していただくことを強く望みます。

最後に、緊急事態宣言のさなか、今国会で諮られておりました法案について伺います。種苗法につきましては、昨日山居議員が質問されておられましたことから割愛いたしまして、私からは、国家戦略特区法について伺います。

スーパーシティ法案とも呼ばれております本法につきましては、本市は特区の自治体ではございませんけれども、本市でも総合戦略に掲げておりますSociety5.0の具現化であるスマートシティを超えた2030年頃の実現を目指したスーパーシティに向けての先駆けた動きでありますことから、そう遠くはない先に本市にも十分に関係してくる内容であると思われまますので見解をお聞きしまして、質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 荅口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私から国家戦略特区法について答弁申し上げ、新型コロナウイルスに関わる感染防止策については健康福祉部長から答弁申し上げます。

感染症に関しましては、本日まで議員各位から多くの御提言、御質問をいただきましたが、これまでに経験のない状況の中での対応ということで、課題もあったものと認識をしています。感染症との闘いは今後も長く続くことが予想されますので、本会議でのさまざまな御提言も踏まえ、これまでの取り組みをしっかりと検証しながら、市民の皆様とともに感染防止対策に万全を期していく所存です。

国家戦略特区法の改正についてです。議員お話しのように、先月27日に国家戦略特別区域法の一部を改正する法律が成立し、今後はスーパーシティ構想の実現に向けた取り組みが具体化していくものと考えます。スーパーシティ構想は、エネルギーや交通、医療、行政手続、キャッシュレスなどの生活全般にわたりAIなどの最先端技術が取り入れられ、ビッグデータが連携することで市民の暮らしを向上させるものです。現在本市ではモネ・テクノロジーズと公共交通などにおける路線の最適化について検討を進めていますが、こうした取り組みも将来のスーパーシティにつながるものと考えており、引き続き連携しながら本市に見合った交通体系の構築を目指します。

一方、スーパーシティの実現に向けては、行政や企業などのさまざまなデータを横断的に連携することが増えることにより、個人情報保護の観点から慎重な対応が求められている点にも十分な配慮が必要です。本市においても地域の特性を踏まえ、次世代の技術を生かしたまちづくりへ向けて、まずは規制改革も含め、先端的サービスのあり方や連携するデータ基盤の整備など、調査・研究を進めてまいります。

以上申し上げます、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） 私から、新型コロナウイルスに関わる感染防止策についてお答えいたします。

初めに、各施設への感染防止策として光触媒を用いてはという提案についてです。光触媒については、過去に消臭を目的に堆肥化施設、日向温泉の食堂などで使用した実績はありますが、抗ウイルス性については全てのウイルス、あるいは特定のウイルスに対する効果を保証するものではなく、新型コロナウイルスに対する抗ウイルス性は現段階で確認できていない状況にあります。ただし、現在新型コロナウイルス向けの高ウイルス性試験を開始している光触媒メーカーもありますので、今後、商品開発等の情報を注視してまいります。

次に、マスクや消毒薬の確保についてです。高齢者施設や障害者施設、児童福祉施設などの各施設には、国が4月中に布マスクを配付しており、消毒薬についても備蓄調査に基づき納品しているほか、市民からの手づくりマスクの提供もあるなど、現在は各施設においてマスクや消毒薬が不足して困っているといった相談はなく、流通も徐々に回復している状況にありますことから、必要十分な量が各施設に行き渡っているものと認識しています。

マスクに関するボランティア活動の状況につきましては、社会福祉協議会にお聞きしたところ、4月下旬からマスクづくりの活動が始まり、6月5日現在1,965枚の寄贈があり、5月20日から順次保育園や幼稚園、児童館、自治会などに1,600枚ほど配付し、利用されていると伺っています。また、学校へは市民や企業、給食センターで作成したもの、台湾の鼓山高級中学校、中国ジャンプナショナルチームからそれぞれ寄贈いただき、総数としては4,200枚が生徒や教員に配付されています。多くの市民のボランティア活動によるマスクづくりがマスク不足の解消につながったと感謝申し上げます。

次に、マスク着用による健康被害の防止に関する御提言についてです。基本的に学校ではマスクの着用が原則ですが、体育の時間にはマスクの着用は必要としません。また、熱中症が心配の場合やスポーツのときには必ずしもマスクの着用は必須ではありませんので、密とならないときにはマスクを外し、会話時にはマスクを着用するなど柔軟に対応するよう指導し、健康被害を起こさないよう努めてまいります。

また、保育園においては、北海道として1回目の緊急事態宣言が発出された2月28日以降、ゼロ歳児から2歳児までの園児にはマスクは着用せず、3歳児からマスクを着用しています。幼児のマスク着用には課題があり、自己管理が難しく、口元周りが過敏でマスク着用を嫌がる子もおりましたが、繰り返し着用することにより徐々に慣れてきている様子です。

マスク着用時の健康管理については、戸外・室内にかかわらず、熱中症の心配があるときや運動活動場面ではマスクを外すなど、子供たちの体調を注視して柔軟な対応を行うことにより、健康被害を及ぼすことがないよう、今後とも努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 学校内でのマスク着用について再質問をさせていただきます。

言葉尻を取るようで大変恐縮なんですけれども、密とならない場所においてはマスクを外すようにという、ただいま答弁がございましたが、学校生活というのはほぼ校内で過ごすことが多く、そして非常に密となっている状況が多いという前提であると思います。もちろん体育の授業、校外活動ということがその中に一部含まれはしますけれども、ほぼほぼ校内で過ごす子供たち、そしてこれから暑くなる季節ということに関しては、常にではなくとも、例えばこのマスクというのは、せきエチケットというところにつながるお話なんだと思うんですけれども、要するに飛沫を飛ばさないという意味合いでお互いにマスクを着用してくださいというお話だと思うんです。

なので、仮にマスクがなければハンカチで口を覆うですとか、それぞれのせきエチケットを既に公表されておりますけれども、仮に少し暑い時期にはマスクを外しても、そういった手でハンカチなどを使用して覆うですとか、何らかし外しても大丈夫だよという状況をつくることを、容認していただくようなことをしかるべき場所で言っていたかかないと、本当にこれからどんどん気温が高くなったときに、実は熱中症で子供たちにこういうことがありましたよと

ということが後から起きてくる可能性というのは私は十分にありと考へております。

先週も水曜日、木曜日でしたか、非常に気温が士別でも高く上がりましたが、それでも校内ではマスクを外していいよといった、状況によってそういった対応というものを、私も子供たちに聞いてみましたけれども全くないということで、やはりその現場レベルまでというところの配慮ということ、しかるべき機関、それは校長会なのかどういった場所かは分かりませんが、いま一度しっかり伝えていただく必要が本当にこれはあると思っておりますので、もう一度そこをお願いできないでしょうか。御見解をお願いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） 学校内ということでございますので、私のほうから再質問にお答えをいたしたいと思ひます。

今回のこの一連の関係の中では、特に学校においては、学校における管理マニュアルというものに沿って今いろいろな施策を進められているところであります。その中でもマスクの着用というところでは、このマニュアルにも記載しておりますけれども、会話に関して、5分間の会話は1回のせきと同じということでもございます。

そんな中で、基本的には常時マスクの着用ということでありまして、もちろん議員お話しのように、健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合にはということ、これを柔軟な対応ということになっているところであります。

我々教育委員会あるいは各学校においても、これを基に進めているところではございますが、一方現場では、なかなかその度合いといいますか、どの時点でのということはあるかもしれません。それぞれ我々、あるいは各学校もなかなか手探りで、どこが一番いいのかということ、今探りながらという現状もございます。そういった意味では、議員からもお話がありました校長会、あるいはそれ以外の集まりの中、あるいはそれも臨時で開くことも場合によっては考えられることでもありますから、やはりこのマニュアルに沿うことはありますけれども、何が一番ベストかということを探りながら進めてまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君）（登壇） 2つ目は、森林に対する取り組みについてを伺ひます。

森林が担う多面的な機能の有用性をたつとび、公共的な観点からも適切な森林整備を進めていく必要がありますことから、近年、森林経営管理法に基づいた森林経営管理制度や、その財源となる森林環境税並びに森林環境譲与税等の法整備がしかれたものと承知をしております。しかしながら、それらの基準となります森林に関する各種帳簿類と本市の森林の現況には乖離があり、実態に即してはいないのではないのかという声が寄せられておりますことから幾つか質問をいたします。

まずは制度の内容を把握することが肝要と考へますので、初めに、森林経営管理制度について伺ひます。森林経営管理法は、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により、森林

所有者の森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われない事例が全国的に発生しておりますことから、その対処策として打ち出されたものであると承知をしております。

この法整備により、民有林の森林整備に自治体の関与が可能となったことで、現在行われている森林環境譲与税を活用した森林所有者に対する意向調査が開始されたかと思われませんが、調査対象者はもとより、森林所有者の所有状況全般において、本市ではどの程度現況を把握されているのでしょうか。森林の所有者は高齢の方が大半でありますことから、全国的に世代交代の時期であるとも言われております。さまざまな要因から森林の相続が抜け落ちてしまい、所有者不明な状況も少なくないとも言われております。昨今、向こう10年、20年を見据えた視点で、森林所有者の年代や世代交代が行われたか否かについてなども、ある程度の状況把握は必要と考えますが、いかがでしょうか。森林の公共性と林業の発展を鑑み、適切な管理が必要であるとの見解において、市町村の介入を可能とした森林経営管理制度であるかと思っておりますので、この制度をどのように活用していこうとされているのか、本市のビジョンをお示し願います。

次に、森林環境譲与税の算出基準について伺います。森林環境譲与税につきましては、これまでも議場で取り上げられてきておりまして、譲与税配分額につきましては、民有林の人工林面積、林業就業者数、人口によって算出されるものと伺っております。この算出基準の一つであります民有林の人工林面積については、森林調査簿を基に出された数字ではないかと推察いたしますが、森林調査簿への記載漏れがあったりなどで、実態よりも少ない数値が記載されているとも聞いております。そのあたりを本市としてはどのように認識されておりますでしょうか。

そもそもになりますが、この森林調査簿は昭和50年代の地籍調査を基に作成されたものであると耳にしておりますが、それは確かでしょうか。年度ごとに更新されているようですが、大半が転記による更新であるともお聞きしておりますので、それらが事実であるならば、一部誤ったデータが混在した森林調査簿が約40年にわたって引き継がれてきたものとも言えるのではないのでしょうか。

森林面積の差異は、森林環境譲与税の譲与額に影響を及ぼす事柄でありますことから、まずは現況に即した森林調査簿の見直しが必要と考えますし、そのための調査並びに見直しに係る費用の財源に民有林の整備が主目的の森林環境譲与税を充てるのが適当と考えますが、いかがでしょうか。

さらに、本市の各所において散見されます原野や未耕作地等といった利用されていない未利用地に関して、本市はどの程度把握されているのか、また、それらの未利用地に対してはどのようにお考えかをお聞かせください。

活用方法の1つとして、地目変更等必要な手続を経た上で、森林環境譲与税を財源とした植林を行えば、森林環境譲与税の算出基準である私有林の人工林面積が増え、結果本市においてくる森林環境譲与税の譲与額が増えるといった好循環を生むことにつながると考えますが、いかがでしょうか。

ちなみに、民有林の人工林面積、林業就業者数、人口はいずれも変動が生じる基準でありますことから、適宜数値が更新されるものと思われませんが、定期的な更新時期があるのか、もしくは一定の数値の変動が生じる都度なのか、森林環境譲与税の算定基準の数値の更新はどのような形で行われるのかをお聞きしまして、質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

最初に、森林経営管理制度についてです。森林経営管理制度の主な概要につきましては、森林計画の対象となる私有林のうち、間伐が行われていないなど森林整備が適切に管理されていない森林について、市町村が経営計画を定め、山林の所有者より経営権を取得した上で、市町村自ら、または民間事業者に経営管理権を設定することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を図り、森林の多面的機能の発揮を促進させるもので、その財源は森林環境譲与税を活用するとされています。

次に、森林経営管理制度に基づいた意向調査についてです。御質問の本市における意向調査につきましては、森林経営管理制度に基づき森林整備の対象となる森林の所有者に対し今後の森林整備の意向を確認するもので、その財源については議員お話しのとおり森林環境譲与税を活用しています。この意向調査の対象となった森林所有者の山林の保有状況につきましては、本市の森林所有者1,484人の所有山林から、北海道において一定以上の年齢の人工林で、一定期間以上間伐など森林整備の記録がない408人の所有森林のうち、市において航空写真を参考に間伐が必要と思われる人工林を抽出した結果、意向調査の対象者は285人となったところです。

また、森林所有者の年齢構成については、森林所有者の年齢に関する資料がないため把握しておりませんが、道内及び全国的にも森林所有者の高齢化が進んでいるとのことから、本市の森林所有者も高齢化が進んでいるものと考えております。このため、国では森林法の一部を改正し、平成24年度から相続や売買などにより新たな森林の土地の所有者となった場合、市町村への届け出が必要となる森林の土地の所有者届出制度により義務づけられ、さらには、森林の土地の所有者や隣地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳制度が平成28年度に新設されました。本市においては、平成31年度に林地台帳制度に対応する林地台帳システムを導入し、より精度を高めることに努め、有効に活用しているところです。

次に、森林経営管理制度の活用に向けた本市のビジョンについてですが、本制度は適切な整備が行われていない人工林に対し、森林所有者同意のもと、市町村または市が委託した林業経営体により間伐など森林の整備を図るとともに、長期的には伐採、植林、保育までを一体的に実施するもので、本市におきましても森林所有者への説明と理解を得た上で適切な森林整備を進めてまいります。

次に、森林環境譲与税の算出基準である私有林の人工林面積と森林調査簿についてです。各市町村への森林環境譲与税につきましては、議員お話しのとおり、実施基準に基づき算出され

ることとなっています。また、私有林の人工林面積につきましても、森林調査簿による私有林面積であり、本市における私有林の人工林面積は5,065.54ヘクタールとなっております。

森林調査簿は、昭和47年から昭和53年に北海道が全国に先駆け調査・作成され、本市におきましても、当時のものと思われる資料から、以前より山林であった場所や原野などに植林した箇所を山林としたものと判断いたします。この森林調査簿は人工林、天然林、未立木地など7つの区分があり、北海道では森林整備や伐採等の実績を基に毎年度更新しているものの、天然林については一部乖離している可能性もあることから、精度向上に向け検査方法の検討を進めていると伺っております。森林環境譲与税の算定基準の一つである私有林の人工林面積につきましても、大部分が補助事業などによる事業の実施のため測量などが行われていることから、算定基準数値への影響はないと考えております。

次に、未利用地の活用についてです。本市での私有林として把握している森林は、森林調査簿に記載されている森林であり、その中で木の生育が認められない区域は、大部分が伐採跡地と未立木地となっております。

伐採跡地につきましては、森林所有者が伐採計画時に伐採後の植栽など取扱いを明記し、所有者の責任において実施することとされております。一方、未立木地につきましては、気象災害など主に自然的要因により立木が減少・消滅し原野状態となったもので、所有者に対し道や森林組合とも協力し、植栽などを進めてまいります。

また、森林区域以外の未利用地の詳細については把握しておりませんが、森林法における森林として認められる地目は山林、原野、雑種地であり、それ以外の地目への植栽につきましては議員お話しのとおり、地目を変更する必要があります。未利用地に対する利活用としての植林につきましては、自然環境など公益的機能の発揮など大変意義のあるものと考えており、植栽やその後の保育、管理、間伐など、森林環境譲与税や既存の造林関係補助事業も活用し、今後の森林整備の促進のため、事業の拡大に努めてまいります。

また、森林環境譲与税の算定基準の数値につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により定められており、私有林の人工林面積は森林調査簿における人工林面積を集計した森林資源現況調査面積で、令和3年度からは農林業構造統計に公表された面積となり、林業就業者数及び人口については国勢調査の結果による人数で、次回の算定基準の更新は全て令和3年度に行われ、その後は各調査に合わせ、5年ごとに更新となるものです。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 12番 国忠崇史議員。

○12番（国忠崇史君）（登壇） 一般質問を行います。

今回3つのテーマで質問を出していますが、1つ目が市役所の新庁舎、まさにこの場所について取り上げたいと思います。

去る5月7日、めでたく開庁した士別市役所新庁舎ですが、あいにくの新型コロナウイルス禍で開庁式の縮小を余儀なくされたとはいえ、男女共同参画をうたう本市にしてはテープカッ

ターが男性ばかりで、女性の姿がなかったことは少し残念に思いました。さりとて30億円以上投じて建てた庁舎ですから、魂を込めて大切に使う。50年、60年といわず、できれば100年耐えられるような庁舎であってほしいと願っています。そこで幾つか質問を用意しました。

1つ目は、この新庁舎工事における公共調達基本指針の達成度についてお伺いするものです。この公共調達基本指針が定められてから数年たちますが、今までで一番大きな公共調達がこの市役所新庁舎工事でした。この新庁舎工事で公共調達基本指針が達成されていないようでしたら、これはやはりもっと拘束力の強い、例えば公契約条例といったものを検討しなければならないのではないかと考えております。この公共調達基本指針の4つの目標、その中で地元発注の割合はどのくらいだったのか、あるいは下請の契約まで市が介入してしっかり不適正な契約がされていないか下請契約を確認すること、それが適正だったか。そして最後に労働環境、工事で働いてくださったたくさんの労働者、この人たちの休日休暇や賃金などについてしっかりと確認していたのかどうかをまずお聞きする次第です。

2番目に、市の庁舎内、市役所内の3密について回避策をお伺いします。

俗に密閉・密集・密接、密接というか密着といってもいいんでしょうけれども、この密着については大人ですらないと思いますが、特に密閉と密集についてお伺いします。この新型コロナウイルスの問題が出てきてから、特に換気のあり方については、感染症関連を初めとて皆さんの医学会が窓を開けての換気を支持しております。そして北海道庁や、それから、このたび本市と同時に新庁舎となった北海道議会、これも議会が始まりましたが、定期的に窓を開けて換気しているとニュースに出ておりました。

また、今年度、ほくと子どもセンター、児童館も最近新築されましたが、窓を開けて密閉を避けております。この子供の問題については、一昨日渡辺英次議員がまさに休校中の軟禁状態と表現されていまして、マスクの義務化については先ほどの苔口千笑議員が質問しておられたところです。

よく考えると、このように児童館だとか学校では子供たちがすごくある意味窮屈な思いをしている、子供は重症化リスクは低いと言われていますが、それでも休校中の児童館では、いわゆるソーシャルディスタンス、子供と子供の間、この線から出ないようにと、ある意味碁盤の目の中にいなさいということをしていまして、汗をかくような運動をするなという、非常に子供が窮屈な思いをしていたと。そのことを皆さん御存じだと思うんですが、そのように子供たちが3密回避していますが、重症化リスクの高い私たち大人や、あるいは高齢者の方が、ある意味ひしめくともいえるこの市役所だけが密閉されて、なおかつ密集型の座席配置をしていると、そのことについて皆さん疑問を持っていないのかという、ちょっと質問したいと思えます。

そして、ビニールシートでの遮蔽をカウンターでしていますが、来庁する市民だとか、あるいは業者など、外部から感染が持ち込まれる心配から、このビニールシートの遮蔽をしている

んではないかと思うんですが、私はむしろこの庁舎内部のほうがよほどそのリスクが高いのではと思うんです。それは福祉関係などの相談室だとかエレベーター、それから東側の階段など、窓のない完全密室の場所があるわけです。そこについてしっかり対策を取らないと、庁舎内がクラスターになってしまうのではないかと考えている次第ですが、これは杞憂でしょうか。お答え願います。

それから3番目、駐車場について取り上げます。新庁舎の工事は約2年間かかりましたけれども、確かに不便な思いはしました。臨時駐車場が教育委員会、それから上がったところの職員駐車場、あるいは総合体育館等を使ってくれということだったんですが、それで、やはり遠いんだという苦情がいっぱい出ていたのかどうか、ちょっとお伺いします。こういった臨時駐車場で賄えたのかどうか、総括をお願いしたいと思います。

それで、これからの駐車場問題ですが、今現在40台ほどあるということですが、旧庁舎を解体した後に140台分を追加、総計180台とするとの報道が先日出ていました。私はどうもこの180台というのは必要台数を過大に見積もっているのではないかなと疑う次第です。以前この新庁舎の基本計画を考えたときに、大学教授による必要台数の積算式があったはずですけども、その試算から大きく離れた台数を確保しようとしているのではないかと思います、いかがですか。

旧庁舎、思えば噴水だとか、花壇にゴールバーン・ローズなどを植えていましたけれども、噴水だったり花壇、あるいはロックガーデン、大きな岩のある芝生の公園の部分、緑地の部分がありました。芝生や緑地帯をふんだんに取っていた旧庁舎でした。ですのでこの際、新旧両庁舎敷地における緑地と駐車場との面積比率をデータで出していきたいと思います。

この件の最後です。今後、今の高齢化率が3割から数十年で5割、あるいは深刻な場合6割へと進んでいく超高齢化があると思います。それからもう一つは気候変動です。そんなことを考えると、やはりある程度の車社会はしようがないと思いますが、極端な車社会を一步脱却する必要があると考えています。

また、牧野市政の主要目標である健康長寿日本一を実現するためにも、障害者は別として、障害者以外の健常者は駐車場から少し歩くと、歩くことで生活習慣病を防止するという方向に誘導する必要があるのではないのでしょうか。

広報しべつでは昨年バスの利用を何ページも使って啓発していたこともあるんですが、やはり一般的な啓発ではもはや路線の維持が困難になっています。以前、西川 剛議員に答弁されていましたが、敬老バス乗車証の利用者も減少している状況です。今、士別軌道のバス会社が1日乗車券を設定して企業努力も始めているわけですから、1日のうちにお買物をして、病院に行って、市役所にも寄れるというバス乗車の形態が可能になっているわけです。ですから、市としても市役所前、教育委員会の前にバス停がありますけれども、このバス停をもっと活用してくれと、具体的に啓発して促進策を出すべきではないかと思います。この件についての御見解をお願いします。

以上、最初の質問でした。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新庁舎建設工事における地元発注の割合や下請契約及び労働環境についてです。

本工事は、地元業者への適切な発注を目的の一つとして、本市では初めてとなる異業種乙型特定建設共同企業体による建設工事となりました。工事を発注した3業種8企業による共同企業体のうち、機械及び電気設備の6社については全て地元企業となっており、建築工事についてもJV構成比率の30%が地元となっていることから、3業種合計の工事契約額約23億4,000万円のうち11億1,000万円については地元企業に発注されました。また、入札時に共同企業体から地元優先雇用、資材の地域調達などに1億1,000万円程度貢献するという技術提案が提出され、実際の現場においても、現場事務所事務員の雇用を初め、砂利や木材など資材の発注、測量や土工、塗装や除排雪など、複数の専門工事の発注、作業員の宿泊や仕出し、クリーニングや事務用品の購入など地元発注に配慮されており、これら影響総額は2億7,000万円を超えたことが確認されています。

一方、下請契約については施工体制台帳や下請契約書等の提出を義務づけ、工事監督者と発注者によるチェックを随時行い、不当な値引きなどはなく適正であったとともに、休日休暇についても下請も含め完全週休2日で工事が実施される中、当初の工期を約9カ月前倒して進行するなど、労働環境や工程管理においても適切な工事であったと認識しており、公共調達基本指針における基本目標を達成しているところです。

次に、新庁舎内における3密回避についてです。職員の座席配置につきましては、密接を避けるだけのスペースの確保が困難なことやテレワークを実施できる環境が整っていないこともあり特別な処置を講じていませんが、会議等を開催の際にはソーシャルディスタンスの確保に努めています。

新庁舎における換気機能については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、通称ビル管理法における特定建築物換気設備として設計・建設しており、厚生労働省が公表した新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において推奨されている換気方法となる換気機能を有し、かつ窓を開けるなどの換気に注意し、密閉・密室に配慮しているところです。なお、窓がない相談室については、30分に一度窓を開けて換気する程度の性能を有する機械換気を備えています。エレベーターについては、1日2回の消毒に加え、換気扇が自動で作動していますが、換気量などの基準がないことから、一度に利用する人数を4人までとするよう協力を求めています。

感染拡大防止対策については、これまで各議員への答弁で申し上げたとおりです。

次に、駐車場の必要台数についてです。これまでの新庁舎改築工事中の臨時駐車場等の利用については、地中熱関係の工事や冬期間の雪の堆積状況など、一定期間において手狭な状況が見受けられ、御不便をおかけしていましたが、特に御意見もなく、市民の御協力もあり、大き

な混乱はなかったものと存じます。また、外構工事完了後の駐車台数については、平成28年2月に策定した整備計画において、当時の人口や乗用車保有率、役所等の一般的な滞留時間等の定数率で算出した必要駐車台数は44.4台でありましたが、市民文化センターや教育委員会が隣接しており、新庁舎と駐車場を兼用することとなるため、一様に必要台数を算定することは難しく、大ホール等での催しも勘案し、140台を見込んだところです。

緑地と駐車場の面積比率については、旧庁舎の敷地面積に対する駐車場面積は約22.1%、緑地面積が23.0%、新庁舎では駐車場面積が30.3%、緑地面積は10.1%程度となる予定です。駐車場面積については、駐車場利用者だけでなく、徒歩で来庁される方の安全性を考慮した歩道の確保や障害者用の思いやり駐車場の増設、大ホールなどで行われるイベント時の路上駐車対策や冬期の堆雪場の確保など、利便性や安全性、利用者のみならず近隣住民の方に配慮した駐車場面積としたところです。

最後に、路線バスでの来庁呼びかけについてです。市役所へのバスでの来庁は、昨年4月から西回り循環線を通年運行としたことで東4条5丁目の停留所から来庁される機会を増やしています。国忠議員から御提言のありました1日乗車券のほか、敬老バスなどのバス利用の周知、利用促進についてはホームページや広報誌、新聞報道のほか、バス事業者の待合所にも新たに作成したバスマップを配布するなど、市役所への来庁者に限らず幅広い周知を図る中で利用促進に努めています。

現在本市の高齢化率は40%を超えており、人口減少、少子高齢化社会を見据えた将来性のある公共交通網の形成は欠かせないものであります。地域公共交通活性化協議会や交通事業者、関連企業など十分な協議をした中で、将来に向けた次世代モビリティサービスの活用も視野に入れた調査・研究など、地域を支える持続的な公共交通ネットワークの構築に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） 再質問です。ビル管理法での換気基準を満たしているということなので、その点は安心しましたがけれども、やはり窓から直接外気を入れるのではなくて、エアコンで循環するということに一つ参考にしていただきたいのは、沖縄で初めてのクラスターが4月22日に発生、老人クラブの会議に30人が集まって1時間半窓を開けずにやっていたら、エアコンのどうやらフィルターに新型コロナウイルスがついていたようで、5人が感染し、1人が亡くなったということもありましたので、ぜひエアコンのフィルターの点検も頻繁に行っていただきたいと思います。

敷地の中の緑地の面積ですけれども、これはまちの風格に関わると思うんです。私はゴールバーン・マルワリー市に行ったことはないですけれども、特に英語圏のまちというのは非常に芝生だとかの手入れが進んでいます。アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、あとイギリスだとか、非常に芝生にこだわったところが多くて、ゴールバーン・マルワリー市

もちょっと写真で見たことはありますけれども、非常に緑地が広がっていて、そういう市の庁舎だとかに緑地をふんだんに使ってあれば非常に風格も高まるし、いろいろな災害時のバッファというか緩衝地帯としてそういう緑地も必要な部分もありますので、ちょっと緑地の面積が1割程度少なくなってしまうというのは非常に残念なことなので、ぜひ再考をお願いしたいと思いますので、見解をいただけたらと思います。

もう一つは駐車場の台数ですけれども、通告段階では大学の先生のデータは見つからなかったんですけれども、質問を考えているうちに見つかりました。基本計画で確かに44.4台と関龍夫先生と岡田正光先生が出していらっしゃるのです。140台であれば約3倍の台数をつくると、そして、もともとの基本計画での44.4台では確かに足りないから、現状以上の駐車台数を目指しますと書いてあって、ただ計画では111台となっているのです。それで車椅子の利用者が5台で116台ではなかったかと思うんですが、そこからまた増えた理由というのは何かあるのかどうか、そこら辺、この基本計画書では障害者を合わせて116台ですが、そこからまた増えたという、その経緯についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 青木総務課長。

○総務課長（青木伸裕君） 再質問にお答えいたします。

まず、緑地面積の少なくなる部分につきましては、これは駐車場の台数と関係しまして、確かに当初の予定では120台程度といったところだったんですけれども、やはり文化センターの利用ですとか、さらにはイベントの際、ハーフマラソンですとか、市内におけます総合体育館を利用してイベントの開催、産業フェアですとか、そういったときに路上駐車が見受けられまして、付近住民の方にも迷惑をかけているといったことも考慮する中で、最終的に140台と設定させていただいたところです。その関係もありまして緑地面積がちょっと1割程度になるところであります。緑地面積は減るものの、外構工事の際には庁舎前にシンボルツリー、市の木でありますアカエゾマツの設置ですとか、東側にひなたの広場を設置しまして、そちらについては芝生、さらには桜などの樹木を植えるといったことを想定しておりまして、こうしたことで一定程度の緑の確保に努めたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君）（登壇） 次に、士別市環境基本計画に沿った市街地緑化をというテーマで取り上げたいと思います。

この春、カラスの営巣対策で、ことぶき公園、通称ロボット公園といいますが、このことぶき公園の樹齢40年から50年のイチョウの木8本が切られました。このイチョウの木はまちなかの公園には数少ない木陰をもたらしていただけでなく、秋には银杏取りなどを楽しみにしていた市民もいたものであります。

これがカラスの営巣を根拠に伐採されたのですが、カラスの営巣と追いかけてこしても、い

わゆるいたちごっこではないかと思うのです。追われたカラスは西香園など市街地の別の場所で営巣するだけではないかと思います。カラスが営巣で過敏になるのは春の2、3カ月であるから、その時期気をつける、あるいはカラスを刺激しないということで足りるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

本市は山林面積が大部分を占め、郊外や農村部では自然に恵まれている状況ですが、他方で市街地では意外に樹木などの緑が少ないといえると思います。民家だとかお寺だとかの樹木がありますので一見多いようですが、パブリックスペースの緑はそう多くはないと思います。したがって、街路樹などの計画的な育成について土別市緑の基本計画でも触れられている次第ですが、この件の街路樹の計画的な育成についての進行状況について御報告いただきたいと思います。

また、市長が最初の選挙から掲げているマニフェスト事業である樹木のあるミニ公園整備とこの街路樹との関係についてお知らせください。ここでうたわれている樹木のあるミニ公園、あるいは緑の基本計画で触れられているポケットパークなるものについて、今までの整備の成果を示していただきたいと思います。

この土別市緑の基本計画をひもとくと、街路樹に樹種のプレートをつけたりする計画ではありますが、それに付随して、例えば南大通りに植わっているヒメリンゴがありますが、これが食べられない、ヒメリンゴ食用不可など注意書きを添えたりする必要はないでしょうか。この件の見解をお願いします。

この件の最後で、子育てと自然環境との関係について触れたいと思います。環境基本計画は、最近ごみの有料化の大きな問題がありましたので、そちらに目が行っていたところですが、もともとは地球環境だとか気候変動についての認識をもたらすための計画だと思います。子育てと自然環境について、この環境基本計画に沿って再考していただきたいと思います。

考えてみると、本市では農業学習や植物についての学習機会は多いものの、山とか川に直接入り込んでの学習は市立博物館主催の折々の自然観察会などしかなく、むしろ都会の子供より学習の機会が少ないくらいであると思います。今後、気候変動の影響が次世代になるにつれて深刻になることが予想されているわけでありますから、子供たち自身が自然環境の調査や、あるいは自然環境の危機について体験的に学ぶことが求められていると思います。これにどういった施策をもって応えていくのか、認識のほどを伺う次第です。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、カラスの営巣による樹木の伐採についてです。3月から7月にかけてのカラスの繁殖期は、子育てのために威嚇行動を取ることがあり、人に危害が及ぶ場合は巣落としなどの対応が必要になりますが、多くの場合は巣の近くを通らない、近寄らないことで刺激しないことや、帽子、傘などで身を守るなどで被害を防げるものとも思われます。しかしながら、巣が住居に近いなど、なかなかそうもできない場合もあるわけであります。そうした中、本年4月上

旬、ことぶき公園の近隣の方から公園の樹木にカラスが巣をつくり威嚇をされるなどの被害報告を受けたところであります。この公園では過去にも同様の報告があり、その際には巣落としや枝払いなどで対応したところでありますけれども、今回は樹木そのものに一部腐食が確認できたため、安全性を考慮し、8本の木を伐採したところであります。

カラスの威嚇行動により巣の近くを通行する住民は恐怖心を抱くことから、今後も住民の安全・安心を考慮し、巣落としや枝払いなどの対応に努めていくものでありますけれども、樹木伐採の必要がある場合については、近隣住民の皆さんや自治会役員と協議しながら対応していきたいと考えております。

次に、街路樹などの計画的な育成についてです。街路樹育成の年次計画については、平成29年度に策定した緑の基本計画に基づき、市街地外環状を形成する街路などを結ぶ緑のネットワークを形成するよう植樹を進めているところであります。また、風害や枯死により街路樹が欠損している箇所につきましては、道路の利用者が多い箇所や地域要望を受けた箇所などを中心として、毎年予算の範囲内で随時補植を実施し、維持管理に努めているところであります。

樹木のあるミニ公園との関連につきましては、お話がありました市長1期目のマニフェストに挙げられ、駅から国道沿い中心商店街の動線づくりの一環として、丸武児童公園とあすなる公園において、市民の意見を受けながら植樹を含めた再整備を実施したところであります。緑の基本計画においては、緑を整備する際に市民の要望を反映することとしておりまして、今後においても同様に整備を進めるとともに、市民により関心や親しみを持っていただけるよう、街路樹への樹名板の設置について、ヒメリンゴ食用不可というを御提言もいただきましたけれども、検討してまいりたいと考えております。

次に、子育てと自然環境の関係についてです。本市は総合計画において水と緑の里をまち個性に掲げており、都市部に比べ恵まれた自然環境が身近なところにあります。そうした中で、子供たちにはそれぞれの時期に合わせたさまざまな学習活動の機会づくりを進めているところであります。幼児期では多種多様な動植物、土や砂、水がある生態系は、その大きさや美しさ、不思議さなどに直接触れる体験の場となります。また、身近なことについて関心を高め、飼育や栽培の体験をすることは、その関わりを通して親しみや畏敬の念、生命を大切にする気持ち、思考力や探求心などを育む機会にもなります。

こうしたことから、四季折々に自然の変化が見られる水郷公園やつくも山などの自然環境に意図的に足を運ぶことで幼児の発達を支える機会となることから、幼児教育に自然環境体験を取り入れているところであります。また、就学期においても豊かな自然環境を生かして学校教育や社会教育、地域活動の中で学習活動を行っております。

特に社会教育においては、昨年度、土曜こども文化村の授業としてグリーンスポーツの散策、川の水生生物の観察、雪の結晶づくり実験などを実施しております。中でも川の水生生物の観察は、天塩川に生息する昆虫の観察に加え、旭川開発建設部の住民協働水質調査として身近な環境について学習する機会にもなっております。今後も、これら自然体験を継続する中で、自

然保護活動や環境保全などの学習機会について充実を図ってまいります。

こうした活動を通じて、本市環境基本計画が掲げる理想的な将来像、永久に天塩の流れと緑に生まれ、豊かで環境にやさしいまち士別の実現に向けて、多くの市民の協力、参加のもとで士別の将来を担う次世代の人たちに良好な自然環境を受け継ぐ取り組みを進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） 再質問いたします。

まずは、今副市長から答弁いただいたところですが、本当に自然環境、特に私からは多寄の日向のキャンプ場のところを強く推薦いたします。あそこに路線バスで行って自然観察して、日向温泉のお風呂に入れば、もうそれで士別市も非常に経営的にもいいことですし、ぜひお勧めしたいと思います。

それで、再質問ですが、公園の木を切るということについては、往々にして切れという人の声のほうが大きいんです。その木を残してという声よりも、切っちゃえという声のほうが往々にして大きいのではないかと思うんです。ですから、そういう問題が持ち上がったときに、どこまでの範囲で聞き取りを行うのか、向こう三軒両隣の人はもちろんですが、仮にことぶき公園であれば、ことぶき公園を範囲に含む自治会なのか、どこまでの範囲というのをはっきりとこの場で答えることができるかどうかちょっとお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 千葉建設水道部長。

○建設水道部長（千葉靖紀君） 再質問にお答えいたします。

伐採に当たっての地域の方の聞き取り関係でございますけれども、まずは苦情、それから報告があった方に対しての十分な聞き取り、それから自治会の役員の方、それからお子さんを有する家庭、これは全てではありませんけれども、近隣に対する聞き取りという形になります。ただ、この苦情という部分が強いという話がありますし、安全性という部分がやはり第一と考えておりますので、カラスの部分でも危険性の部分、直接的なけがはないかもしれませんが、転倒するだとかという事例も過去にあったこともありますし、それから枯損については倒れてからでは遅いという部分もありますので、十分その辺を聞き取りし、確認をした中で対応している状況であります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君）（登壇） カラスとお話できる人がいたらぜひカラスとも話して決めてほしいと思います。冗談です。

それでは、次のテーマに移ります。公文書管理のあり方とは題してお伺いします。

日本政府においては、森友問題などで見られたように、公文書改ざん、隠蔽、あるいは新型コロナウイルス対策の専門家会議など超重要な会議における議事録をそもそも作成していないなどの

不祥事が連続的に起きています。本市においても残念ながら、昨年、学校給食センターにおいて改ざんが見られましたが、いち早く発見され、また該当者の処分なども適正に行われ、事なきを得たわけではあります。この新庁舎移転を機に改めて文書管理、情報管理について確認しておくものです。

まず、これまでいろいろな公文書を紙ベースで保管していたと思いますが、これらは順次電子化あるいはアーカイブ化していることだと思います。その進捗について、まずお聞きいたします。また、このアーカイブ化というのはどこまで遡及して行っているのか、10年前、20年前、あるいは30年前なのか、年次が分かればお答え願います。また、公文書の保存年限を何年と定めていますか。その件もお答えください。

次に、以前災害に遭ったときのバックアップとして、愛知県みよし市と相互に情報を預かり合った経緯があります。この情報については随時更新しているのかどうか、お伺いします。あるいは、今クラウド化とって、要はサーバーに保管する形になりますが、クラウド化によるバックアップ方式を取り入れたのかどうか、お伺いします。

次に、ファイリングシステムの構築についてお伺いします。これは今年度の当初予算でも1,600万円余り予算措置されています。このファイリングシステムというもののメリットと、それから、これまでに要した費用についてお答え願います。

最後に、議事録の問題です。本市では各種審議会や、それから諮問機関をたくさん持っていることと思いますが、そこでの議事録やてんまつ書の作成状況についてお伺いします。そこで、議事録やてんまつ書の中では、発言した方については実名で記載されているのか、あるいはA B Cなどの匿名で記載されているのかも、この際お答え願いたいと思います。

以上です。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、紙ベースから電子化、アーカイブ化への進捗状況についてです。本市における公文書の保存期間の区分は、土別市事務取扱及び公文書等の管理に関する規程により、永年、10年、5年、3年及び1年の保存とそれぞれ定められています。永年保存に該当する文書は条例等の例規文書の決裁、議会議案の決裁、国等の関係官庁の令達文書で特に重要なものなど行政運営上の意思決定に当たって重要な役割を果たしている文書や歴史的な文書、法令の定めにより永年的な保存が求められている文書があります。

紙で作成された文書については、長期保存による紙の劣化、長年の積み重ねによる保存場所の不足、情報の検索性の問題があることから、重要文書を保全・保存し将来に残していく、いわゆるアーカイブ化への対応が長期的な課題となっています。そこで、本市では長期保存が可能であり、情報検索性の高い電子化によるアーカイブ整備を進めており、これまで戸籍資料や課税資料、博物館の歴史的資料のほか、設計図書、竣工図、統計書等を電子化、アーカイブ化を図りました。また、現在は固定資産税に係る家屋台帳の電子化、アーカイブ化を進めている

ところですが、古くは明治時代の文書にも着手していますが、電子化やアーカイブ化には多くの時間や費用がかかる面もあることから、文書の重要性、活用方法、費用対効果等を総合的に勘案しながら取り組みを進めてまいります。

次に、愛知県みよし市との住民データのバックアップについては、平成23年に発生した東日本大震災を踏まえ、万が一災害が発生した場合において、行政機能の低下を最小限にとどめるため、その年の11月に災害時相互応援協定を締結、総合行政システム等の重要な住民データをハードディスク化し、相互にデータ保管することでリスク分散を図ったものです。その後、24年度に総合行政システムをクラウド化し、災害時の業務継続性を確保したことから、みよし市とのバックアップ処理は終了したところです。

次に、各種審議会、諮問機関での議事録作成状況等についてです。教育委員会や農業委員会などの行政機関においては、各会議規則等の規定に基づき議事録を作成し公表しており、発言者の氏名、その要旨も記載事項としています。一方、行政機関以外の各種委員会や審議会にあっては、附属機関等の設置等に関する取扱要綱に基づき、会議結果概要書を作成し公表することとしているほか、要旨を簡潔に記録した会議てんまつ書を作成することで意思決定の過程の記録作成と効率的な業務執行に努めているところです。

次に、ファイリングシステムの費用とメリットについてです。本市では従来、公文書を簿冊で管理していましたが、庁舎移転や情報公開への対応などさまざまな問題を抱えていたことから、公文書の組織的・効率的な管理の仕組みの構築と執務環境の最適化・省スペース化を図るため、平成30年度からファイリングシステムの導入を開始し、昨年度全庁の導入を完了したところです。今後は、システムを定着させるための維持管理指導業務を2カ年度かけて委託する予定であり、これらを含めた総事業費は約6,000万円を予定しています。

システム導入により、執務室内の文書量を8割以上削減し、面積換算で約200平方メートルの縮減効果を生み出したことで、新庁舎の建設単価を当てはめた場合、約7,900万円の建築費削減効果があるほか、執務空間の改善を図ったところです。

そのほか、システム導入によって文書の集中管理を徹底するとともに、従来の簿冊から情報検索しやすい個別フォルダーに切り替えたことにより、検索の迅速化と組織的な情報共有を強化し、情報集積を活用した施策立案など効率的な業務執行にもつながっています。ファイリングは導入よりも維持管理が難しいと言われており、文書管理を情報の共有、業務効率化のためのツールとして活用し、市民に対する説明責任を果たしていくとともに、新たな仕組みのもとで公文書の適正な管理に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） これにて一般質問を終結いたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により明19日から23日までの5日間は休会にいたしたいと思

います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、明19日から23日までの5日間は休会と決定いたしました。

なお、24日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時43分散会)